

刈谷市成年後見制度利用支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「認知症高齢者等」という。）の権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるようにするため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づく後見、保佐及び補助開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）を市長が行う場合及び審判により選任された成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の報酬に係る費用に対して刈谷市が助成を行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の対象者)

第2条 市長が審判請求を行う者（以下「市長申立対象者」という。）は、認知症高齢者等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者（以下「市民」という。）
- (2) 本市において介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス又は同条第25項に規定する施設サービスを利用し、又は利用しようとする者
- (3) 本市において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスの支給決定を受けている者
- (4) 緊急かつやむを得ない理由により審判請求を行う必要があると市長が認める者

(審判請求の判断基準)

第3条 市長は、審判請求を行うに当たっては、市長申立対象者に関し、次に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

- (1) 事理を弁識する能力の状況
- (2) 生活状況及び健康状況

(3) 配偶者及び2親等内の親族(以下「配偶者等」という。)の存否、当該配偶者等による本人保護の可能性及び審判請求を行う意思の有無

(4) 市又は市の関係機関が行う各種施策の活用による認知症高齢者等に対する支援策の効果の状況

(審判請求の手続)

第4条 審判請求に係る手続は、市長申立対象者の審判を管轄する家庭裁判所(以下「管轄家庭裁判所」という。)の定めるところによる。

(審判請求費用の助成)

第5条 市長は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、当該審判に係る費用(以下「審判請求費用」という。)を管轄家庭裁判所へ納付する。

2 市長は、審判により後見人等が選任された場合において、市長申立対象者が次の各号のいずれにも該当しないときは、審判請求費用に関し、家事事件手続法第28条第2項の規定により当該市長申立対象者に負担させる旨の決定を求める申立てを管轄家庭裁判所に対して行うものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であって、審判請求費用を負担することで保護が必要となる者

(3) 次のアからエまでの全ての要件を満たす者

ア 市町村民税非課税世帯であること。

イ 世帯の年間収入が単身世帯で100万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

ウ 世帯の預貯金額等が単身世帯で100万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

エ 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産『生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号)【第3 資産の活用資産の保有の容認の範囲に定められている資産】』以外に利用し得る資産を所有していないこと。

3 市長は、前項の規定により管轄家庭裁判所が審判請求費用を当該市長申立対象

者に負担させることを決定したときは、第1項の規定により納付した審判請求費用に相当する額を市長申立に係る審判請求に要した費用の請求について（様式第1号）により、後見人等に請求するものとする。

- 4 第2項各号のいずれかに該当する者で、市長申立対象者に該当しない市民は、審判請求費用の助成を受けようとするときは、成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、その結果を成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
- 6 審判請求費用の申請は、後見人等開始の審判確定日から起算して1年以内とする。

（後見人等に係る報酬の助成）

第6条 市長は、市民が次の各号のいずれかに該当するときは、後見人等の報酬に係る費用の全部又は一部を助成することができる。ただし、後見人等が配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合を除く。

（1）生活保護法による保護を受けている者

（2）生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であって、後見人等の報酬に係る費用を負担することで保護が必要となる者

（3）次のアからエまでの全ての要件を満たす者

ア 市町村民税非課税世帯であること。

イ 世帯の年間収入が単身世帯で100万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

ウ 世帯の預貯金額等が単身世帯で100万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

エ 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産『生活保護法による保護の実施要領について【第3 資産の活用資産の保有の容認の範囲に定められている資産】』以外に利用し得る資産を所有していないこと。

- 2 後見人等の報酬の助成の対象となる市民は、当該助成を受けようとするときは、成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、その結果を成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

4 後見人等の報酬の助成額は、管轄家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額とする。ただし、社会福祉施設に入所している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。

5 後見人等の報酬の申請は、報酬付与の審判決定日から起算して1年以内とする。
（後見人等の報告義務）

第7条 審判請求費用又は後見人等の報酬について助成の決定を受けた者の後見人等は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

（助成の中止）

第8条 市長は、被後見人等が第2条各号、第5条第2項各号及び第6条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、助成を中止するものとする。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、第6条の規定による報酬の助成は、同日以後に被後見人等となった者に適用する。

様式第1号

平成 年 月 日
第 号

様

刈谷市長 竹中 良則

市長申立に係る審判請求に要した費用の請求について

年 月 日に に行った後見開始等審判請求に要した費用について、刈谷市成年後見制度利用支援事業実施要領第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり納付願います。

記

1 審判請求の内容

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 審判の種類

2 審判請求に要した費用 円

内訳	申立印紙代	円
	登記印紙代	円
	郵便切手代	円
	鑑定料	円

3 費用の納付について

- (1) 請求金額 円
- (2) 納付期日 年 月 日

平成 年 月 日

刈谷市長

申請者 住所
氏名
本人との関係

成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書

刈谷市成年後見制度利用支援事業に係る助成金については、次のとおり関係書類を添えて申請します。

成年被 後見人等	住 所	〒 (電話番号： - -)
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日
成年 後見人等	住 所	〒 (電話番号： - -)
	ふりがな 氏 名	
	申請者との関係	弁護士・司法書士・社会福祉士・その他 ()
	後見等の内容	後見 ・ 保佐 ・ 補助
助成金 申請額	審判請求費用	円
	成年後見人等 への報酬	円 ※助成開始月 年 月から
申請理由 (該当番号に○)		1 生活保護法による保護を受けている 2 生活保護法第6条第2項による要保護者である 3 資産及び収入の状況から上記に準じると認められる

(審判請求費用添付書類) 審判書謄本の写し、審判が確定したことの分かる書類、収入及び資産がわかる書類等

(成年後見人等への報酬添付書類) 報酬付与の審判決定書の写し、収入及び資産がわかる書類等

様

刈谷市長 竹中 良則

成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました刈谷市成年後見制度利用支援事業の助成金について、次のとおり決定したので通知します。

成年被後見人等	住 所	
	氏 名	
成年後見人等	住 所	
	氏 名	
	後見等の種類	
□支 給	審判請求費用	円
	成年後見人等 への報酬	円
		助成期間 年 月から 年 月（ か月）
□不支給	決定理由	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、刈谷市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、刈谷市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、取消しの訴えを提起することができます。また、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。